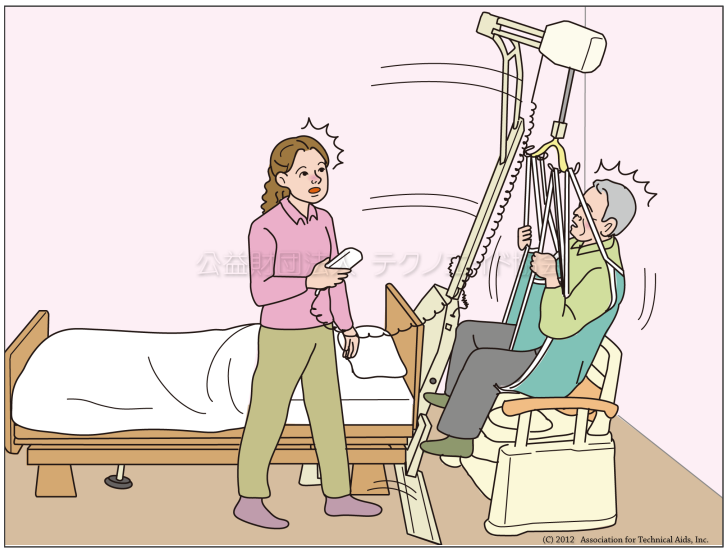
Case：261

利用者を降ろそうとしたところ、本体が倒れそうになる

場面の説明

本来使用してはいけない範囲までリフトのアームを傾けて利用者を降ろそうとしたため、本体ごと傾いてしまった



利用シーン	移乗
主な利用場所	寝室
介護保険の種目	移動用リフト（つり具の部分を除く）
分類コード(CCTA95)	123615 (機器用設置型リフト)
介護テクノロジー	ー
二次元バーコード	

解説

この事例のような据置式リフトは、ベッドの重さを利用するものと、広いベースの面積を確保することにより自立するものがあります。いずれの製品でも荷重をかけて移動できる範囲は限られており、支柱を中心にベッドの反対側までは移動することができません。据置式リフトを利用する際にはポータブルトイレや車いすなどの配置についても検討し、使用上の注意点をよく理解したうえで取り扱うことが大切です。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

人：リフトが倒れることを想定できなかった
人：使用上の注意をしっかり伝えていなかった
人：商品の特性を理解していなかった
モノ：荷重をかけて移動できる範囲が限られていた

作成：公益財団法人テクノエイド協会
Copyright 2026 Association for Technical Aids, Inc. All Rights reserved.